

令和元年度 9 月

障害のある入学志願者の事前相談について

香川短期大学

学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める障害等のある志願者又は発達障害のある志願者で、その障害の程度に応じ、受験上及び修学上の特別な配慮を必要とする者は、出願前に、以下の手順により事前相談してください。

なお、補聴器、松葉杖、車椅子等を使用している場合も事前相談が必要です。

【注意】

- ・申請のあった配慮希望書類の内容を元に審査し、配慮を決定します。
- ・配慮については、入学試験という性格上、全体の公平性が確保できる範囲で実施するものとなります。試験の実施形態や配慮内容によっては、希望どおりの配慮が行えない場合がありますので、本学教職員と事前によく相談したうえで受験してください。

1. 相談の期間

原則として、各入試の出願開始の 1 週間前までとします。

(必ず募集要項で入試内容と期間を確認してください。)

※相談の内容によっては対応に時間を要することがありますので、できるだけ早い時期に相談してください。なお、事前相談は入試区分ごとに行う必要があります。

2. 相談の方法

電話等により事前に連絡したうえで、以下の書類を提出してください。

- (1) 事前相談書
- (2) 診断書
- (3) その他参考書類 (障害者手帳等の写しなど)
- (4) 大学入試センターから「受験上の配慮事項決定通知書」の交付を受けている場合は、その写し

※状況により面談等を行う場合があります。

3. 問い合わせ先・書類提出先

〒769-0201 香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁 10 番地

香川短期大学学生支援部入試センター TEL 0877-49-8033